

品川区高齢者日常生活用具等給付事業実施要綱

制定	平成4年4月1日
改正	平成6年7月1日要綱第5号
改正	平成7年1月23日要綱第6号
改正	平成7年4月10日要綱第1号
改正	平成8年2月16日要綱第7号
改正	平成8年9月24日要綱第4号
改正	平成9年4月18日要綱第1号
改正	平成11年4月1日要綱第1号
改正	平成12年4月1日要綱第5号
改正	平成13年4月1日要綱第4号
改正	平成16年11月25日要綱第137号
改正	平成18年4月1日要綱第42号
改正	平成19年1月25日要綱第5号
改正	平成21年3月31日要綱第136号
改正	平成24年3月31日要綱第226号
改正	平成27年2月10日要綱第5号
改正	平成28年11月30日要綱第254号

(目的)

第1条 この事業は、認知症高齢者等に対し、家庭での火災による緊急事態に備えて住宅用防災機器及び日常生活用具(以下「機器等」という。)を給付することにより、その安全の確保を図る事を目的とする。

(給付の対象者)

第2条 この事業の対象者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 区内に住所を有する65歳以上の高齢者であること。
- (2) ひとり暮らしまたは高齢者世帯であること。
- (3) 認知症高齢者(認定調査での認知症自立度がⅡa以上)であること。
- (4) 日頃から家事をするなどの習慣をもち、生活の安全上ならびに防災上の理由で機器等の給付が必要であると認められる者であること。

2 前項に規定するもののほか、区長は特に必要と認める者を、日常生活用具の対象者とすることができる。

(給付の申請)

第3条 機器等の給付の申請は、次の方法による。

- (1) 機器等は、原則として認知症高齢者の家族等から品川区高齢者日常生活用具等給付申請書(第1号様式)により申請するものとする。

- (2) 福祉事務所長は、機器等の給付を申請しようとする者の利便を図るため、在宅介護支援センター等を経由して申請を受理することができる。

(給付の決定および通知)

第4条 給付の決定および通知は、次の方法による。

- (1) 福祉事務所長は、前条の申請を受理したときは、資格要件を調査のうえ、予算の範囲内において決定するものとする。
- (2) 福祉事務所長は、機器等の給付決定をしたときは、申請者に品川区高齢者日常生活用具等給付決定通知書(第2号様式)により、機器等を発注する業者に品川区高齢者日常生活用具等納品依頼書(第3号様式)および品川区高齢者日常生活用具等納品書兼受領書(第4号様式)により通知する。
- (3) 福祉事務所長は、機器等の給付をしないと決定したときは、品川区高齢者日常生活用具等給付却下通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(給付の種目および性能等)

第5条 機器等の種目および性能等は、次のとおりとする。

(1) 自動消火装置

自動消火装置は、室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液等を噴射し初期火災を消火し得るものであること。なお、財団法人日本消防設備安全センターに設置する消防設備等認定委員会において、認定ラベルの貼付がなされているものであること。

(2) ガス安全システム

警報器からの信号受信、ガスの異常使用、地震などのときにガスを自動的に元で遮断し、安全を確保するものであること。

(3) 電磁調理器

炎を生ぜず電磁作用によって鍋自身を発熱させる調理器で安全かつ取扱いが容易なものであること。

(給付の方法)

第6条 機器等は、現物の給付とし、機器等の給付を受けた者は、福祉事務所長が定める基準により、必要な機器等の給付に要する費用の一部を負担するものとする。ただし、対象者の負担金に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(費用の請求)

第7条 機器等を納入した業者が福祉事務所に請求できる額は、機器等の給付に必要な費用から機器等の給付を受けた者が直接業者に支払った額を控除した額とする。

(機器等の引渡)

第8条 機器等は、当該高齢者の居住地において引き渡すものとする。

- 2 機器等は、当該高齢者の居住する住宅で防災上最も効果的な場所に設置し、機器の機能、安全性等について十分確認のうえ引き渡すものとする。
- 3 前項において設置した自動消火装置については、正常に作動するよう年一回の保守点検を行うものとする。
- 4 機器の取外しにかかる費用については、機器の給付を受けたものが支払うものとする。

(給付物件の管理)

第9条 機器等の給付を受けた認知症高齢者等は、善良な管理者の注意をもって機器を使用するとともに、当該機器等の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、または担保に供してはならない。

- 2 前項の規定に違反したときは、区は当該機器等を返還させることができる。

(給付台帳の整備)

第10条 福祉事務所長は、機器等の給付の状況を明確にするため「認知症高齢者等日常生活用具給付台帳」を整備するものとする。

(委任)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付則

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成4年7月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成6年7月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

付則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

付則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

付則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

付則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

付則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

付則

この要綱は、平成 28 年 12 月 1 日から適用する。

品川区高齢者日常生活用具等給付申請書

平成 年 月 日

品川区福祉事務所長 あて

申請者 {

住所 _____

氏名 _____

電話 () _____

下記により、高齢者等日常生活用具の給付を申請します

刃がナ 対象者						明治・大正・昭和 ・ ・ 生まれ (歳)
住 所	品川区 丁目 番 号 電話 ()					
世帯 の 状 況	氏 名	続柄	性別	年齢	職 業	備 考
申 請 機 器	分 類	○	備 考			
	自動消火装置					
	ガス安全システム					
電 磁 調 理 器						
申 請 理 由						
特 記 事 項	納品・設置時の連絡先等					

受 付 欄	受 付 場 所	受 付 者

費用負担	有	無
介護保険料 所得段階	1・2・3・4・5・6・ 7・8・9・10・11・12・13・14	

第2号様式

品川区高齢者日常生活用具等給付給付決定通知書

平成 年 月 日

様

福祉事務所長名 印

日常生活用具等の給付について、下記のとおり給付することを決定しましたので通知します。

申請者氏名		本人氏名				
本人との続柄		生年月日				
住 所	品川区	丁目 番	電話			
給付貸与種目	種目	形式規模	価格	総額	円	
				申請者(本人) が支払う金額	規定による負担	円
					超過負担	円
				公費負担金額		円

※不適切な使用が認められた場合は、品川区より是正措置を求めることがあります。改善が認められない場合は、使用中止の措置をとることがあります。

第3号様式

品川区高齢者日常生活用具等給付等納品依頼書

平成 年 月 日

御中

高齢者福祉課長名

日常生活用具等の給付について、下記のとおり納品を依頼いたします。

申請者氏名		本人氏名				
本人との続柄		生年月日				
住 所	品川区	丁目 番	電話			
給付貸与種目	種目	形式規模	価格	総額	円	
				申請者(本人) が支払う金額	規定による負担	円
					超過負担	円
				公費負担金額		円

第4号様式

納入年月日	年 月 日	現金受領者名	印
申請者より 受領した額	円	現金受領者年月日	年 月 日
		物品受領者	
特記事項			

品川区高齢者日常生活用具等給付等納品書兼受領書

平成 年 月 日

業者名 印

下記のとおり納品しました。

申請者氏名				本人氏名		
本人との続柄				生年月日		
住 所	品川区	丁目	番 号	電話		
給付貸与種目	種目	形式規模	価格	総額		円
				申請者(本人) が支払う金額	規定による負担	円
					超過負担	円
					公費負担金額	円

第 5 号 様 式

品川区高齢者日常生活用具等給付給付却下通知書

平成 年 月 日

様

福祉事務所長名

年 月 日付で申請のありました品川区日常生活用具等の給付について、下記の理由で却下しましたので通知します。

記

却下した理由

品川区高齢者日常生活用具等給付事業負担額表

種 目	品 名	価 格	消費税	自己負担額	公費負担額
自動消火装置 (取付費含む)	キッチンレオ FHL4	33,400	1,625	3,340	30,060
ガス安全システム (取付費含む)	無線方式	65,124	4,824	6,510	58,614
電磁調理器 (専用鍋・やかん付)	ナショナル KZ-PH32	21,060	1,560	2,100	18,960

家屋所有者承諾書

今般、私の所有する

品川区 丁目 番 号 の 様が

使用する家屋に、自動消火装置・ガス安全システムを設置することに
ついて承諾いたします。

平成 年 月 日

品川区長 あて

家屋所有者 住所

氏名

印

品川区高齢者日常生活用具等給付事業負担基準表

(平成 27 年 4 月 1 日)

給付の対象者	給付基準	負担率
1. 要綱第 2 条 1 項および 2 項に該当する者。	(1) 介護保険料所得段階第 1 段階～6 段階の者 (2) 上記以外の介護保険料所得段階の者 介護保険料所得段階は当該年度確定後のものを用いる。	0 % 10 %

同意書

品川区長宛

品川区高齢者日常生活用具等給付事業において、電磁調理器の給付・設置にあたり、下記の内容について同意します。

記

1. 定格 15A・100V のコンセントを単独で使う環境またはそれと同様の環境下で電磁調理器を使用します。
2. 設置以降においては、担当ケアマネジャーが設置・利用などの状況について安全確認を行うことに同意します。
3. 定められた手順に寄らない申請、不適切な使用が認められた場合は、品川区の是正措置を受入れ、改善を行います。改善が認められない場合は、使用中の措置に同意します。

以上

平成 年 月 日

使用者

住所

氏名

申請者

住所：

氏名：

印